

荒川区立第六日暮里小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

学校は、これまでもいじめの問題に対して家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めてきたところである。「いじめ防止対策推進法」が施行され、荒川区においても「いじめの防止の基本的な方針」が策定された（法第12条）。そこで、これらの基本方針を受けて学校として、いじめ防止の基本的な方針を明確にしておくものである。

基本方針策定の意義

いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにしなければならない。荒川区いじめ防止基本方針の趣旨を踏まえ、学校におけるいじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この基本方針において「いじめ」とは、本校児童に対して、本校の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※行為を受けた児童が苦痛を感じていない場合であっても、加害行為が人権意識を欠く言動である場合は、いじめと認知する必要がある。

基本理念と学校の取組

全ての子供はかけがえのない存在であり、社会の宝である。教職員は自他共に尊重し合う人権感覚を磨き、児童の自己有用感を大切に育む。しかしながら、いじめほどの学校でも起こり得るものであり、とりわけ「児童の尊い命が失われることは決してあってはならない」との認識の下に、いじめに対する未然防止・早期発見及び早期対応を基本として、次の通り、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともにいじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。

そのために学校は、

（1）「いじめは絶対に許されない」という雰囲気づくりに努める

- ・学校の全教育活動において、意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進する。
- ・保護者、地域、関係機関等に対して、「学校いじめ防止基本法」について理解、協力を依頼する。

(2) 未然防止を徹底する

- ・児童自身がいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えられるよう、校内研修を充実させる。教職員が「いじめの定義」を正しく理解し、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めていく。
- ・常に児童の様子を確認しながら、小さな変化も見逃さないようにする。特にふれあい月間の実施により、児童の様子把握し、指導に役立てる。
- ・児童にSOSの出し方に関する指導を行い、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・「SNS東京ルール」や「あらかわSNSルール」に基づく「六日小学校ルール」の内容確認、指導する。各家庭ごとに約束事を決めるよう発信する。
- ・年間3回以上の「いじめに関する授業」を実施する。
- ・日頃から教職員間の情報交換を密にする。

(3) 早期発見に努める

- ・ふれあい月間（6月、11月、2月）に行うアンケート調査やスクールカウンセラーとの面談（9月までに全校児童が実施）、教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・保健室や相談室等の利用や教育センターの電話相談等、保護者や地域から情報提供や相談を受けやすい体制整備に努めるとともに、教職員及び関係者が、いじめに関する情報の共有化を推進する。

(4) 組織的に早期対応する

- ・いじめを発見した場合、まず、いじめを受けた児童の安全を確保し、不安を取り除くことに努める。いじめを行った児童へは毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員で組織的に速やかに対応する。
- ・重大事態につなげないために、スクールカウンセラーや警察、児童相談所等の諸機関と相談・連携体制を整え、連絡を密にとるとともに、保護者との情報共有を進める。

いじめの防止等のための組織の設置

本校では、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・当該児童関係の教職員をもって、「いじめ防止対応委員会」を設置する。対応委員会議を定期的に開催し、いじめ防止のための年間計画の調整や早期発見・早期対応に組織的に取り組む。委員会には、必要に応じてスクールカウンセラーや心理士・福祉関係者などの参加を依頼する。

重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「重大事態」として、速やかに「いじめ防止対応委員会」を招集し、適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その解決にあたる。

- (1) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
- (2) 学校は、被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。
- (3) 学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。
- (4) 学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害児童の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、被害児童とその家庭を支援する。
- (5) 学校は、いじめが原因で不登校になっている被害児童を適応指導教室に通級させるほか、被害児童の状況に応じて、保健室登校を実施するなど緊急避難措置を実施する。
- (6) 学校は、被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童について、被害児童が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。
- (7) 学校は、被害児童に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- (8) 学校は、重大事態が発生した場合、その旨を速やかに教育委員会を通じて区長に報告する。

いじめ防止対策年間計画

		主な取組	常時活動
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対応委員会」設置 (企画会議ごとに実施) ○保護者会等での取組周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ○都カウンセラーによる個別面談 ～9月(全学年) ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○道徳教育の充実
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間、アンケート調査 ○道徳授業地区公開講座 ○学校評議員会での情報交換 ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施) ○いじめに関する校内研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○いじめに関する授業の実施 ○いじめ基本防止方針の見直し
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会での情報交換 ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施) ○個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○道徳教育の充実 ○個人面談で保護者との連携

2 学 期	9月	○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施)	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携、保護者会での取組周知 ○道徳教育の充実
	10月	○学校評議員会での情報交換 ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施)	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○道徳教育の充実
	11月	○ふれあい月間、アンケート調査 ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施)	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○いじめに関する授業の実施
	12月	○人権週間における取組 ○学校評議員会での情報交換 ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施)	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○道徳教育の充実
3 学 期	1月	○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施) ○いじめ防止行動宣言	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○いじめに関する授業の実施
	2月	○ふれあい月間、アンケート調査 ○学校評議員会での情報交換 ○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施)	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○道徳教育の充実 ○いじめ基本防止方針の見直し
	3月	○「いじめ防止対応委員会」 (企画会議ごとに実施)	○終礼・生活指導部会、ケース会議等による情報共有 ○教育相談の実施 ○保護者との連携 ○道徳教育の充実